

すべての労働者に大幅賃上げを



15国民春闘の特徴は、安倍政権による様々な規制緩和により、円安や物価の上昇と消費税率引き上げによって、実質賃金は18カ月連続のマイナスとなっています。消費支出も大幅に減少し続け、格差と貧困がいつそう拡大し、多くの労働者・国民が「暮らしにゆとりがなくなった」と答えています。全ての労働者に大幅賃上げを実現し、実質賃金の低下に歯止めをかけ、労働者・国民の暮らしを改善する事が求められています。

通信労組

通信労組春闘要求書から

大幅賃上 労働者の生活向上へ 3.12 ストライキでたたかいます

■株主優先・労働者犠牲の経営方針を改めよ

NTTでは、2014年3月期の連結決算では営業利益が1兆2137億円を超え、内部留保は9兆1403億円となっています。1株当たりの配当額も170円(100分割)で、役員報酬は2013年度で1人当たり4920万円も支払われていますが、多くの労働者は10年以上も賃上げがありません。

内部留保のわずか数%をつかえば通信労組の要求している賃上げや、非正規雇用労働者の社員化・均等待遇が可能です。

■60歳超え契約社員の格差を是正せよ

60歳超え契約社員は事業の中核を担いながらも現行の年収が230～40万円と低すぎます。通信労組は、処遇体系の再構築における「60歳超え契約社員雇用スキーム」の300万円と同等の年収に見直すこと、基本賃金を時給1500円に引上げ月給制とすること等の要求をしています。

「高年法」を遵守し 65歳まで雇用延長せよ

NTT東・西日本を含む4社は「50歳退職・再雇用」に応じなかった社員を再雇用させない為に、社員就業規則に『「50歳退職・再雇用」での満了型選択者は雇用延長しない』と追加修正しました。「改正高年齢者雇用安定法」の趣旨に反する差別的扱いを押しつけるなど到底許されるものではありません。

資格賃金
月額 30,000円以上
時間賃金250円UP
特別手当の増額



賃上原資 大す べての 労働者 に 賃上 げは 可能!

■雇用確保と労働条件の維持・向上を

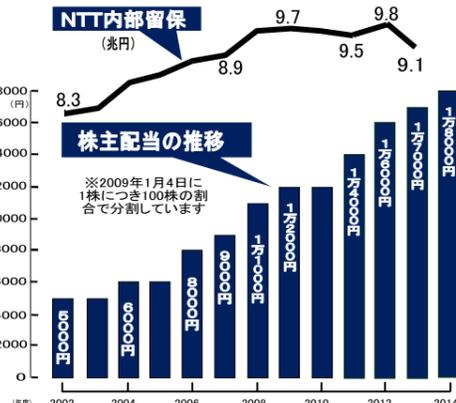
- ・NTTグループで働く10万人以上の非正規雇用労働者の正社員化を行う
- ・60歳超え契約社員の労働条件の大幅改善
- ・「成果・業績主義」賃金制度を廃止し、「生計費原則に基づく賃金制度」を設ける
- 暮らしを守る賃金改善要求
 - ・資格賃金を3万円以上引き上げる
 - ・非正規雇用労働者の時間賃金を一律 250円以上引き上げるとともに、最低1500円以上に引き上げる
 - ・夏期特別手当は、基準内賃金の3.5ヵ月+20万円
 - ・地域会社の賃金等をNTT本体会社に準拠させる
 - ・扶養手当を基準内に見直しする
 - ・短特社員の賃金を社員レベルまで引き上げる

非正規雇用労働者の均等待遇と正社員化を

NTTグループ労働者の3割を超える非正規雇用労働者(10万455人=29期有価証券報告書より)は業務の中心を担いながらも、低賃金で正社員並みの働きを押し付けられ、労働条件には大きな隔りがあり、雇用不安も感じながら働いています。

2016年4月から、非正規雇用社員にも60歳定年制が制度化されますが、時間給は60歳超え契約社員A・Bに揃えるとしています。大幅なダウンです。

希望するすべての非正規雇用社員の正社員化を求めます。また、非正規雇用社員の賃金格差を是正し、生活できる時間給1500円以上への賃金引上げが必要です。



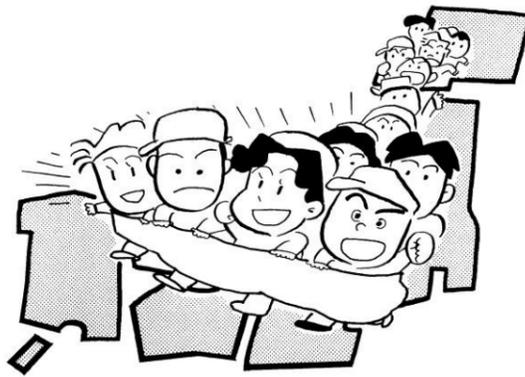
格差是正 NTT 賃金は生計費 格差は許されない!



「50歳退職・再雇用」制度で引下げた賃金を元にもどせ 若年世代からの賃下げやめよ!

■「賃金」について私たちはこのように考えます
本来賃金とは、評価や競争をあおるものではなく労働者が家族を構成しその生活を支えるため、結婚、育児、教育、老後の準備などのライフサイクルに対応すべきものです。そのため、労働基準法の第1条で「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」と規定しています。

労働者の生活向上を保障できない賃金制度は、労働意欲を失わせ、企業活力まで衰退させます。社会活動とその発展の源である労働力を維持する保障として、生計費原則の賃金制度は不可欠です。



■「成果・業績主義」賃金制度は廃止せよ!

- ・月例賃金・退職手当のD評価及び特別手当のI評価を廃止する
- ・病気休職者や病気休暇及び軽減勤務者に対する特別手当の査定減額(定率部分)は、治療に専念することを妨げ、安全と健康に対する「配慮義務」に欠けるものであり直ちに廃止する

■退職手当制度の改善要求

- ・退職手当の累積額は旧退職手当制度における標準労働者60歳退職水準(約2600万円)に到達できる額とする

■「若年世代からの賃下げ」制度の改善要求

- ・「若年世代からの賃下げ」制度を撤回する
- ・現行の基準内賃金額を維持し、加給の上限額設定を廃止する

賃上げは成果配分ではなくベースアップ(資格賃金の増額)で

秘密厳守・相談無料

はたらく仲間の労働相談

全労連 労働相談ホットライン 0120-378-060
通信労組 ホットライン 03-5355-7932
E-mail: koetcwu@gmail.com